



平成30(2018)年度 CLT公的助成制度 概要

平成30年10月1日現在

| 区分               | 主管<br>省庁        | 制度名称                     | 概要                                                                                                                                             |                              |                                                |                                            | 施設の用途 |    |    |          |    |       |                    |            |                |     |                |    |            |            | 窓口<br>問合せ先 | 公募情報等 | 備考 |         |                                 |                                                                                        |                                      |                                                                |                                     |
|------------------|-----------------|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|------------------------------------------------|--------------------------------------------|-------|----|----|----------|----|-------|--------------------|------------|----------------|-----|----------------|----|------------|------------|------------|-------|----|---------|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
|                  |                 |                          | 内容                                                                                                                                             | 対象                           | 補助率等                                           | 条件                                         | 民間建築物 |    |    |          |    | 公共建築物 |                    |            |                |     |                |    | その他<br>実験棟 |            |            |       |    |         |                                 |                                                                                        |                                      |                                                                |                                     |
|                  |                 |                          |                                                                                                                                                |                              |                                                |                                            | 事務所   | 工場 | 店舗 | 宿泊<br>施設 | 住宅 | 学校    | こども園<br>幼稚園<br>保育園 | 福祉<br>施設   | 病院<br>医療<br>施設 | 公民館 | 社会<br>教育<br>施設 | 庁舎 |            | 消防署<br>警察署 |            |       |    | 駅<br>空港 | 高速<br>道路SA<br>道の駅               |                                                                                        |                                      |                                                                |                                     |
| CLT建築物での活用も可能な予算 | 文科省             | 私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費) | 幼児教育の振興を図るため、私立幼稚園の新設及び増築等に係る経費の一部を補助。                                                                                                         | 学校法人                         | 1/3以内<br>(1s値0.3未満)施設耐震補強工事は1/2以内)             | 補助金交付申請書および事業計画書等を、都道府県知事を通じ文部科学大臣に提出すること。 | ×     | ×  | ×  | ×        | ×  | ×     | ○<br>私立            | ×          | ×              | ×   | ×              | ×  | ×          | ×          | ×          | ×     | ×  | —       | 文部科学省初等中等教育局幼児教育課(03-6734-2374) | 各都道府県の私立幼稚園担当主管課へお問い合わせください。                                                           |                                      |                                                                |                                     |
|                  |                 | 認定こども園施設整備交付金            | 認定こども園の設置促進のため、都道府県が行う認定こども園の施設整備事業に係る経費の一部を補助。                                                                                                | 地方公共団体(都道府県)                 | 1/2以内                                          | 整備対象施設の設置主体は学校法人又は社会福祉法人とする。               | ×     | ×  | ×  | ×        | ×  | ×     | ○<br>私立            | ×          | ×              | ×   | ×              | ×  | ×          | ×          | ×          | ×     | ×  | ×       | —                               | 文部科学省初等中等教育局幼児教育課(03-6734-2374)                                                        | 問合せ先へ確認ください。                         |                                                                |                                     |
|                  | 厚労省             | 保育園等整備交付金                | 保育を必要とする乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するために市町村が策定する市町村整備計画に基づいて実施される保育園等、認定こども園の保育園機能部分または小規模保育事業所の新設、修理、改造又は整備に要する経費や、防音壁設置、防犯対策強化に係る整備に要する経費の一部に交付金を交付する。 | 地方公共団体、社会福祉法人等               | 定額(1/2相当、2/3相当)                                | 交付要綱のとおり                                   | ×     | ×  | ×  | ×        | ×  | ×     | ○<br>※公立除く         | ×          | ×              | ×   | ×              | ×  | ×          | ×          | ×          | ×     | ×  | ×       | —                               | 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課施設調整等業務室調整係(03-3595-2647)                                             | 問合せ先へ確認ください。                         | 対象施設は保育園、認定こども園等(公立施設を除く(※小規模保育事業所は公立も対象))となります。詳細は交付要綱を参照のこと。 |                                     |
|                  |                 | 次世代育成支援対策施設整備交付金         | 児童養護施設等の施設整備にかかる都道府県・市区町村の整備計画に対して交付するもの。                                                                                                      | 地方公共団体、社会福祉法人等               | 定額(1/2相当・児童館、児童センターは1/3相当)                     | 交付要綱のとおり                                   | ×     | ×  | ×  | ×        | ×  | ×     | ○                  | ×          | ×              | ×   | ×              | ×  | ×          | ×          | ×          | ×     | ×  | ×       | —                               | 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課施設調整等業務室調整係(03-3595-2647)                                             | 問合せ先へ確認ください。                         | 対象施設は、公立施設、民間施設問いません。詳細は交付要綱を参照のこと。                            |                                     |
|                  |                 | 地域医療介護総合確保基金(介護分)        | 介護施設・事業所等の整備に対して支援                                                                                                                             | 地方公共団体、民間事業者等                | 定額(施設種別により異なる例・地域密着型特別養護老人ホームの場合、最大1床当たり427万円) | 介護施設等の整備に関する事業に係る都道府県計画に基づき実施              | ×     | ×  | ×  | ×        | ×  | ×     | ×                  | ○          | ×              | ×   | ×              | ×  | ×          | ×          | ×          | ×     | ×  | ×       | ×                               | —                                                                                      | 各都道府県介護保険部局                          | 各都道府県介護保険部局へお問い合わせください。                                        | 施設の本造化・木質化等の木材利用等を行うものを優先的に選定するよう配慮 |
|                  |                 | 地域医療介護総合確保基金(医療分)        | 「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」を通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を促進するため、各都道府県に基金を設置し必要な事業を実施。                                                       | 地方公共団体医療法人等                  | 都道府県において設定                                     | 都道府県が定める計画に基づいて実施されるものであること。等              | ×     | ×  | ×  | ×        | ×  | ×     | ×                  | ○          | ×              | ×   | ×              | ×  | ×          | ×          | ×          | ×     | ×  | ×       | ×                               | —                                                                                      | 各都道府県医療担当部局                          | 各都道府県医療担当部局へお問い合わせください。                                        |                                     |
|                  |                 | 医療施設等施設整備費補助金            | へき地・離島の住民に対する医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実を図るため、離島を含むへき地に所在する医療施設や臨床研修病院等の施設整備を支援するもの。                                                                  | 都道府県等                        | 1/2、1/3                                        | へき地保健医療対策等実施要綱に基づいて実施する事業であること。等           | ×     | ×  | ×  | ×        | ×  | ×     | ×                  | ×          | ○              | ×   | ×              | ×  | ×          | ×          | ×          | ×     | ×  | ×       | ×                               | —                                                                                      | 厚生労働省医政局地域医療計画課(03-3595-2194)        | 各都道府県の医療担当部局へお問い合わせください。                                       |                                     |
|                  |                 | 医療提供体制施設整備交付金            | 良質かつ適切な医療を効率的に提供すること等を目的とした医療機関等の施設整備を支援するもの。                                                                                                  | 都道府県等                        | 0.33、0.5                                       | 都道府県が定める計画に基づいて実施されるものであること。等              | ×     | ×  | ×  | ×        | ×  | ×     | ×                  | ×          | ○<br>※公立除く     | ×   | ×              | ×  | ×          | ×          | ×          | ×     | ×  | ×       | ×                               | —                                                                                      | 厚生労働省医政局地域医療計画課(03-3595-2194)        | 各都道府県の医療担当部局へお問い合わせください。                                       |                                     |
|                  | 社会福祉施設等施設整備費補助金 | 障害児・者の障害福祉サービス等の基盤整備を図る。 | 社会福祉法人等                                                                                                                                        | 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4 | —                                              | ×                                          | ×     | ×  | ×  | ×        | ×  | ×     | ×                  | ○<br>※公立除く | ×              | ×   | ×              | ×  | ×          | ×          | ×          | ×     | ×  | ×       | —                               | ○障害福祉関係施設について<br>厚生労働省障害福祉課(03-3595-2528)<br>○保護施設について<br>厚生労働省社会・援護局保護課(03-3595-2613) | 各都道府県等の障害保健福祉主管部局・民生主管部局へお問い合わせください。 | 公立施設は対象外                                                       |                                     |

※地方公共団体が上記国庫補助を活用することによって生じる地方負担や、地方公共団体が行う地方単独事業については、要件を満たすものについては地方債の充当が可能(公共施設等適正管理推進事業等)。

# JAS 構造材利用拡大事業

構造部材に JAS 構造材<sup>※1</sup>を活用する非住宅建築物に対して、構造材の調達費の一部が助成されます。【林野庁補助事業】

JAS 材



JAS 材は、品質・性能がしっかりと表示されている木材です。

木材の品質・性能・大きさ・形状などは「JAS規格制度」によって一定の基準が定められています。「JAS規格制度」とは、農林水産大臣が制定した「日本農林規格（JAS規格）」に基づく品質検査方法・生産方法・流通方法などの基準を満たす商品（飲料食品や林産物など）に対してのみ、JASマークを付けることが認められている任意の制度です。

つまり JAS マークが付いている木製品は、厳格な審査・管理によって安定した品質・性能を保っていることが証明できます。

## 事業の目的

本事業の目的は、これまで木材利用が低位であった非住宅分野を中心とする建築物において、品質や性能が明確で構造計算が可能な JAS 構造材を積極的に利用することで、JAS 構造材の格付実績を引き上げ、流通量を拡大することです。

※1：本事業における「JAS 構造材」とは、JAS の格付実績の低い機械等級区分構造用製材・2×4 工法構造用製材（たて継材も含む）・CLT のことを言います。



## 事業の流れ

本事業は、2つの事業で構成されています。

### JAS 構造材 活用宣言

宣言の申請



登録

### JAS 構造材 個別実証支援

物件の申請



交付申請



助成金交付

事務局 一般社団法人 全国木材組合連合会

TEL 03-6550-8540 Fax 03-6550-8541

Eメール info@jas-kouzouzai.jp

事業の詳細は裏面をご覧ください。

工務店等木材の実需者や発注者におけるJAS構造材を積極的に活用する機運を高めるため、「JAS構造材活用拡大宣言」を募集し、宣言を行った事業者を登録・公表し、成果の見える化を図ります。

JAS構造材活用拡大宣言(例)

- |                     |                   |
|---------------------|-------------------|
| ①実需者                | ②発注者              |
| ・設計者：JAS構造材活用設計宣言   | JAS構造材を活用した店舗拡大宣言 |
| ・工務店：JAS構造材利用率アップ宣言 | ③木材加工業            |
| ・流通業者：JAS構造材常時取扱い宣言 | ・製材業者：JAS構造材増産宣言  |

個別実証支援

JAS構造材 個別実証支援事業

「JAS構造材活用拡大宣言」の登録事業者(建築業者)が、木造非住宅分野を中心にJAS構造材を活用して、他建材から木材への切替を促すなど地域の先例となりうる建築を実証的に行う場合、JAS構造材の調達費の一部を支援します。(予算枠に達し次第締め切ります。)

実証支援の概要

| 助成対象のJAS構造材 | 機械等級区分<br>構造用製材                                                                                                                                                                                                | 2×4工法構造用製材<br>(枠組壁工法構造用製材)<br>(枠組壁工法構造用たて継ぎ材) | CLT<br>(直交集成板)                                                                                                                                                                 |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 助成の対象       | 構造部(住宅部分を除く)の柱・梁桁(トラス含む)・土台に使用されたJAS構造材「機械等級区分構造用製材」の調達費<br><br>※柱材での使用は必須(一部のみの使用でも可)                                                                                                                         | 構造部(住宅部分を除く)に使用されたJAS構造材「2×4工法構造用製材」の調達費      | 住宅部分を除いた構造部(壁・床・屋根・横架材)に使用されたJAS構造材「CLT」の調達費                                                                                                                                   |
| 実証支援額       | ①物件申請時に予定していた助成対象木材を使用する階ごとの床面積の合計(住宅部分を除く)に2,000円/㎡を乗じた金額<br>②助成対象木材を実際に使用した階ごとの床面積の合計(住宅部分を除く)に2,000円/㎡を乗じた金額<br>③助成対象木材の調達費<br>(JAS構造材の材料費およびそれに係る加工費、運搬費)<br>上記①と②と③を比べて、最も低い金額を助成。<br>(1,000,000円を上限とする。) |                                               | ①物件申請時に予定していた助成対象木材の材積量に150,000円/㎡を乗じた金額<br>②実際に使用した助成対象木材の材積量に150,000円/㎡を乗じた金額<br>③助成対象木材の調達費<br>(JAS構造材の材料費およびそれに係る加工費、運搬費)<br>上記①と②と③を比べて、最も低い金額を助成<br>(15,000,000円を上限とする。) |
| 実証の内容       | 助成金の交付申請時に、JAS構造材の施工性や課題点等の報告書(レポート)の作成・提出が必要です。                                                                                                                                                               |                                               |                                                                                                                                                                                |

事業の対象物件

建築主が国、都道府県、市町村に該当しないもの。

主要用途が居住専用に該当しないもの。

「公共建築物等における木材利用の促進に関する法律」第2条(2)で定める『国又は地方公共団体以外の者が整備する(1)に準ずる建築物(非住宅物件)』に該当しないもの。

※建築業者と連名で、宣言・登録を行った設計者・木材流通業者(製品市場、プレカット工場等)、製造者(製材工場等)が申請することも可能です。  
 ※実証支援の申請は、1事業者あたり5物件とします。また他の宣言事業者と連名で申請した場合は別事業者とします。  
 ※個別実証支援の助成金交付申請書は、使用したJAS構造材の建方が終了した後に提出できます。  
 ※実証支援事業申請書の締め切りは、平成31年1月31日までとします。

JAS構造材利用拡大事業

検索

<https://www.jas-kouzouzai.jp/>

ホームページで、「JAS構造材利用拡大事業」の概要・応募方法の解説・公募要領や申請様式のダウンロード・JAS構造材活用拡大宣言事業者の公表などを詳しく紹介しています。



平成30年度 木材産業・木造建築活性化対策のうちCLT等新たな木質建築部材利用促進・定着事業  
**「CLTを活用した先駆的な建築物の建設等支援事業(通称:CLTを活用した建築物等実証事業)」**  
**の募集について<募集概要>**

木構造振興(株)  
 (公財)日本住宅・木材技術センター

## 事業の趣旨

CLTは、これまで木材があまり使われてこなかった非住宅や中高層建築物などの分野で活用されることにより、木材の新たな需要や新しい産業分野の創出、新たな経済循環の形成につながることを期待されています。本事業は、コストや耐震・居住性能、施工性に優れたCLTの多様な活用事例を全国各地に創出する観点から、CLTを活用した普及性や先駆性が高い建築物等の設計・建築等の実証についての提案を募り、その過程により、新たな発想等を引き出すとともに、普及のための課題点やその解決方法を明らかにし、具体的な需要につなげることを目的としています。木構造振興(株)と(公財)日本住宅・木材技術センターは、募集要領に基づき共同でCLTを活用した建築物の設計・建築等の事業(以下、「実証事業」という。)を募集し、成果の普及性・先駆性の高い優れた提案に対し、その建築費等の事業経費の3/10もしくは1/2を上限に助成を行います。また、実証事業進行における課題解決のために設置する協議会について、運営費の定額を助成します。

## 対象事業等

※ 詳細は住木センターHP (<http://www.howtec.or.jp/>) に掲載する募集要領を参照してください。

### 1. 公募する事業内容

CLTを活用した建築物の設計・建築等を対象とします。また、提案する実証事業は、次の全ての要件に該当することが必要です。ただし、建築物の主要用途が一戸建ての住宅の場合にあつては、公募に参加できません。

- (1) CLTを活用した先駆的な建築物を建築もしくは設計するもの(部分利用等を含む)。
- (2) 実証する内容を、協議会によって検討するもの。
- (3) 実証する内容が明確であり、かつRC造など他構造とのコスト比較が行われるもの。
- (4) 提案した実証事業を、平成31年2月20日までに完了できるもの。
- (5) 資金計画が明確になっているもの。

### 2. 応募資格

応募者は、建築主等と協議会運営者の連名とします。本事業でいう「協議会」とは、提案する建築物等の建築に向けて、コスト縮減や普及といった課題の解決に取り組むために必要な関係者が集まる場のことを指します。

### 3. 公募する事業の種類

公募する実証事業の種類は建築実証、設計実証、性能実証のいずれか(組み合わせても可)とします。ただし、RC造などの他工法と工事費、工期などを比較し、CLTの利点や課題点などを明らかにする資料を作成することとします。なお、実証しようとする内容のみが助成対象です。

### 4. 採択された事業への経費負担

実証事業の実施に当たっては、別に定める助成金交付規程によりその建築費等の事業経費の3/10もしくは1/2を上限に助成を行います。また、実証事業進行における課題解決のために設置する協議会について、運営費の定額を助成します。

### 5. 事業規模

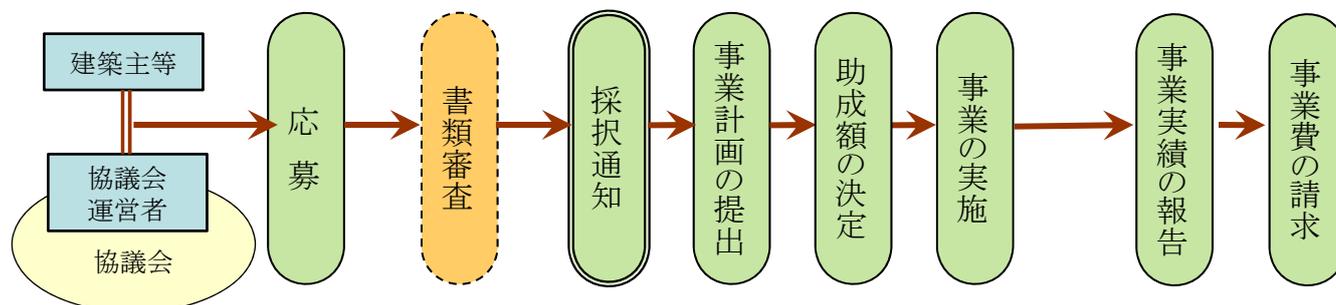
本事業規模は助成額(国庫補助金額)として92,000,000円を予定しています。採択事業数の目安は7件程度です。

### 6. 提案事業公募期間

平成30年4月25日(水)～5月30日(水)13時(書類必着)

## 事業の流れ(応募者および実施者の主な手続き)

「CLTを活用した建築物等実証事業検討委員会」での審査を経て採択者を決定します。書類審査の他、ヒアリングを行うことがあります。



木造化に係る住宅・建築物のリーディングプロジェクトを広く民間等から提案を募り、支援を行うことにより、総合的な観点からサステナブルな社会の形成を図る。

## (1) 多様な用途の先導的木造建築物への支援

先導的な設計・施工技術が導入される実用的で多様な用途の木造建築物等の整備に対し、国が費用の一部を助成。

### ● 補助対象事業者

民間事業者、地方公共団体等

### ● 補助額

#### 【調査設計費】

先導的な木造化に関する費用の1/2以下。

#### 【建設工事費】

木造化による掛増し費用の1/2以下。  
(ただし算出が困難な場合は建設工事費の15%)

※ 補助額の上限は原則合計5億円



CLT工法による木造ホテル



木質ハイブリッド構造部材を使用した耐火建築物

### ● 対象プロジェクト

下記の要件を満たす木造建築物

(公募し、有識者委員会により選定)

- ① 構造・防火面で先導的な設計・施工技術の導入されるもの
- ② 使用する材料や工法の工夫により整備コストを低減させるなどの、木材利用に関する建築生産システムについて先導性を有するもの
- ③ 主要構造部に木材を一定以上使用するもの
- ④ 建築基準法上特段の措置を要する一定規模以上のもの
- ⑤ 先導的な技術について、内容を検証し公表するもの
- ⑥ 建築物及びその情報が、竣工後に多数の者の目に触れると認められるもの

《実績》 **合計73件** (平成22～26年度までの前身事業の実績を含む。取下げ分を除く)  
(近年の年度別) 25年度:7、26年度:7、27年度:5、28年度:20、29年度:9

## (2) 実験棟整備への支援と性能の検証

CLT等新たな木質建築材料を用いた工法等について、建築実証と居住性等の実験を担う実験棟の整備費用の一部を助成。

### ● 補助対象事業者

民間事業者、地方公共団体等

### ● 補助額

#### 【調査設計費及び建設工事費】

定額(上限30百万円)



CLT(直交集成板)パネル



CLT工法による実験棟

### ● 対象プロジェクト

下記の要件を満たす木造の実験棟

(公募し、有識者委員会により選定)

- ① 木材利用に関する建築生産システム等の先導性を有するもの
- ② 国の制度基準に関する実験・検証を行うもの
- ③ 公的主体と共同または協力を得た研究の実施
- ④ 実験・検証の内容の公表
- ⑤ 実験・検証の一般公開等による普及啓発等



## 背景・目的

2030年の削減目標達成のためには、業務その他部門においてCO2排出量の4割削減が求められている。

一方、CLT（Cross Laminated Timber）等に代表される新たな部材による建築技術は確立しつつあるが、CLT等の使用が建築物の省エネ・省CO2に与える影響について、定量的なデータは得られていない。そこで、高い省エネ・省CO2につながる低炭素建築物等の普及を促進するため、CLT等を用いたモデル建築物を建設し、その断熱性能をはじめとする省エネ・省CO2効果について定量的に検証を行う。

## 事業スキーム

- 補助対象：CLT等建築物を所有する法人、地方公共団体等
- 補助対象経費：設計費、工事費、設備費、実証に係る計測費等
- 補助率：3 / 4 ※（上限額：5億円）  
※平成29年度からの継続事業については85%
- 事業実施期間：平成29年度～平成31年度

## 事業概要

- CLT等に代表される新たな部材を用いた建築物の省エネ・省CO2効果を定量的に評価するため、CLT等を用いた建築物等の建設に必要な設計費、工事費、設備費、省CO2効果等の定量的評価に係る計測費の一部を補助する。
- CLT等を用いた建築物等の、断熱性能や調湿性等の省エネ・省CO2に資する性能の定量的に把握する。断熱性能や調湿性能等の省エネ・省CO2性能については、既存断熱材等との比較、使用条件等に応じたデータを定量的、網羅的かつ継続的に測定し、今後のCLT等を用いた建築物に展開する。
- 本評価を通じて、一次エネルギー消費量、エネルギー起源CO2排出削減効果等を検証し、CLT等を用いた低炭素建築物等の普及促進につながる道筋をつける。

## 期待される効果

- CLT等に代表される新たな部材を用いた建築物の断熱性や調湿性といった省エネ・省CO2に資する性能の評価を通じて、CLT等を用いた建築物等の省エネ・省CO2性のポテンシャルを定量的に把握する。
- 低炭素な建築物の更なる普及を通じて、業務その他部門のエネルギー起源CO2を大幅削減する。

## イメージ

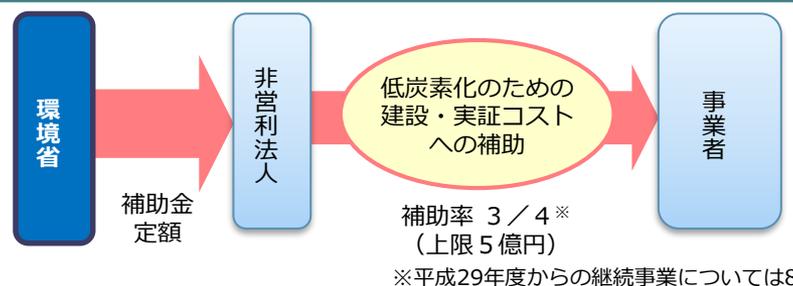


CLTパネル例



CLTを用いた施工例

- CLT（Cross Laminated Timber）とは、ひき板を繊維方向が直交するように積層接着したパネル
- 欧米を中心に住宅や商業施設などの壁や床の材料として普及
- 同面積のコンクリートと比較して軽い、施工が早いといった特徴を有する。



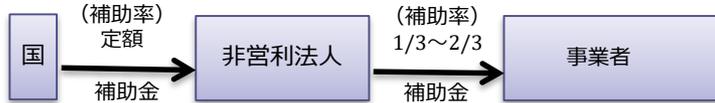
- CLT等の輸送にかかるエネルギーも勘案し、CLT等の生産・加工地から近い地域での案件を高く評価する。
- 本事業終了以降、3カ年度は継続して省エネ・省CO2性能に資するデータの取得を行う。
- 本事業を活用して施工されたCLT等を用いた建築物等については、インターネット、広告、表示等を通じて積極的に情報発信を行うこととする。



背景

2030年のCO2削減目標達成のためには、業務その他部門において約4割のCO2削減が必要。このためには、業務用ビル等の大幅な低炭素化が必要であり、テナントビル、既存の業務用施設等の省CO2化を促進していくとともに、先進的な業務用ビル等(ZEB(ビル内のエネルギー使用量が正味でほぼゼロとなるビル))の実現と普及拡大を目指す。

事業概要



(1)テナントビルの省CO2促進事業 (国土交通省連携)

オーナーとテナントが環境負荷を低減する取組に関する契約や覚書（グリーンリース（GL）契約等）を結び、協働して省CO2化を図る事業を支援。  
 (2)ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）  
 地方公共団体所有施設及び中小規模の民間業務用ビル等に対しZEBの実現に資する省エネ・省CO2性の高いシステム・設備機器等の導入を支援。なお、CLT等の新たな木質部材を用いるZEBについて優先採択枠を設ける。

(3)既存建築物等の省CO2改修支援事業（厚生労働省・国土交通省連携）

既存の民間建築物等及び地方公共団体所有施設に対し、省CO2性の高い設備機器等の導入を支援（地方公共団体においては、リース手法を用いた施設の一括省CO2改修（バルクリース）によるものに限る）。

事業スキーム

(1)テナントビルの省CO2促進事業

- ・補助対象者 テナントビルを所有する法人、地方公共団体等
- ・補助対象経費 GL契約締結に向けた調査・省CO2改修費用（設備費等）
- ・補助率 調査費：定額（上限50万円）  
設備導入費：1/2（上限5,000万円）

(2)ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業

- ・補助対象者 建築物を所有する法人、地方公共団体等
- ・補助対象経費 ZEB実現に寄与する空調、照明、給湯、BEMS装置等の導入費用
- ・補助率 2/3（上限3億円/年、大規模地方公共団体施設は5億円/年）
- ・補助要件 エネルギー削減率 50%以上

(3)既存建築物等の省CO2改修支援事業

- ・補助対象者 建築物等を所有・管理・運営する法人、地方公共団体等
- ・補助対象経費 バルクリース調査費用、省CO2改修費用（設備費等）
- ・補助率 調査費：定額（上限2,000万円）設備導入費：1/3

事業実施期間

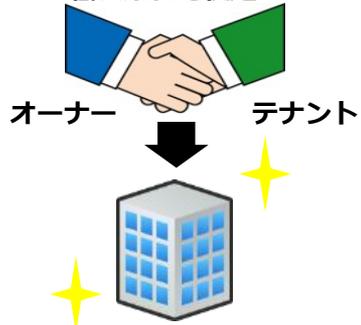
- (1) (2) 平成28年～平成30年度
- (3) 平成29年～平成30年度

期待される効果

グリーンリース契約の普及によるテナントビルの低炭素化、ZEBの実現と普及等を通じて、業務用施設等の低炭素化を促進し、将来の業務その他部門のCO2削減目標(40%)達成に貢献する。

(1)テナントビルの省CO2促進事業

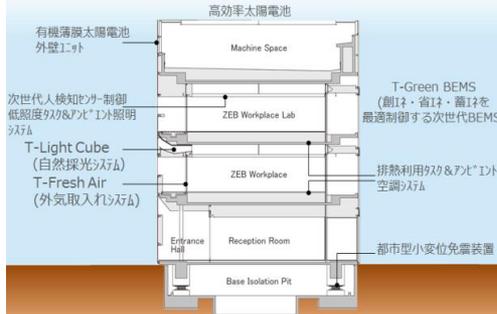
オーナーとテナントが協働で低炭素化を促進



(2)ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業

最新の環境技術を導入しZEBの実現と普及拡大を目指す

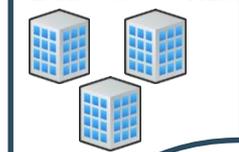
(環境省実証事業例)



(3)既存建築物等の省CO2改修支援事業

バルクリースの活用

地方公共団体所有施設



既存建築物の省CO2改修





# ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化による住宅における低炭素化促進事業のうち ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化による 住宅における低炭素化促進事業 (経済産業省、国土交通省連携事業)

## 事業目的・概要等

### 背景・目的

- 2030年のCO2削減目標達成のためには、家庭部門からのCO2排出量を約4割削減しなければならない。
- 個々の住宅の低炭素化の技術は確立し、大手住宅メーカー以外の地場工務店や設計事務所等に拡大していく必要がある。
- このため、従来、経済産業省において実施していたネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 支援を連携事業として環境省において実施する。加えて、より低炭素性能の優れた先進素材 (CLT、CNF等) や再エネ熱活用の普及に向けた支援を行う。
- さらに、低炭素化が遅れている分譲及び賃貸集合住宅のZEH化に向けた支援を実施する。

### 事業スキーム

補助対象 : 非営利法人 補助割合: 定額  
 間接補助対象: 住宅 (戸建、分譲集合、賃貸集合) を建築・改修する者  
 補助率等 : ①及び③定額 (70万円/戸)  
           ②定額 (上限額: 90万円/戸)  
           ※②は①に加えて交付  
           ※蓄電池3万円/kWh (上限額: 30万円) を別途補助  
 事業実施期間: ①について: 平成30年度~平成31年度  
                   ②及び③について: 平成30年~平成34年度

### 事業概要

- ① 戸建住宅において、ZEHの交付要件を満たす住宅を新築・改修する者に定額の補助を行う。
- ② ZEHの要件を満たす住宅に、低炭素化に資する素材 (CLT、CNF※等) を一定量以上使用し、又は先進的な再エネ熱利用技術を活用した戸建住宅を建築する際に定額の補助を行う。
- ③ 分譲集合住宅及び賃貸集合住宅 (一定規模以下) において、ZEH相当となるものを新築又は同基準を達成するように既築住宅を改修する場合に、追加的に必要となる費用の一部に定額補助を行う。

※ CLT : 直交集成板 (Cross Laminated Timber)  
 CNF : セルロースナノファイバー (Cellulose Nanofiber)

### 期待される効果

- 家庭部門のCO2削減目標達成のため、戸建住宅のZEH化を進めるとともに、分譲集合住宅・賃貸集合住宅のZEH化の端緒を開く。
- 省エネ性能表示や「環境性能」の検索条件の整備と普及啓発を一体的に行い、低炭素型の住宅を選択する機運を高め、市場展開を図る。
- 低炭素化に資する素材 (CLT、CNF等) や先進的な再エネ熱利用技術を使用したZEH戸建住宅を供給し、低炭素性能に優れた素材等の普及の端緒を開く。

## イメージ

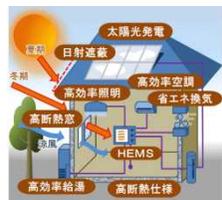
環境省

補助金

非営利法人



住宅供給事業者等



(※出典: ナノセルロースフォーラム)



①ZEH (戸建) への支援  
 ②ZEHに対する低炭素素材、再エネ熱の導入への支援

③ZEH相当の集合住宅への支援

# 林業・木材産業成長産業化促進対策のうち木造公共建築物等の整備 12,290,335 (－) 千円の内数

公共建築物等木材利用促進法に基づく木材利用方針の策定市町村において、地域材利用のモデルとなるような公共建築物の木造化、内装木質化に対し支援。

○補助対象: 公共建築物の木造化や内装木質化

○補助率: 1/2以内

- ・木造化: 原則、建築工事費の15%以内  
ただし次に該当するものは1/2以内
  - ① CLTを構造耐力上主要な部分に活用する建築物
  - ② 耐火建築物又は三階建ての準耐火建築物
  - ③ 角材を活用した壁柱や重ね梁を活用した建築物
  - ④ 熊本地震により被災した公共建築物を木造で再建する場合等

- ・木質化: 建築工事費の3.75%以内(ただし木質化に係る事業費の1/2を超えないこと)

(建築工事費とは建築物を新築する際の建築工事費全体。既存施設において木質化を行う場合は、当該施設と同様の施設を新築した場合の建築費を試算。)

○事業実施主体: 地方公共団体、民間事業者等

○交付先(お金の流れ): ※

まず 国 ⇒ 都道府県

その後、都道府県⇒事業実施主体

※国で定めた配分基準で都道府県に配分。都道府県はさらに事業主体へ配分。

【参考】

公共建築物等の整備に活用可能な補助事業・制度等(林野庁HP内)

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/koukyou/index.html#hojyo>

公共建築物における木材利用優良事例集(林野庁HP内)

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/koukyou/>

## 《対象施設例》

### 【教育・学習施設関係】

- ・文化交流センター
- ・保育園及び子育て支援施設
- ・学校附属施設
- ・体育館、武道場
- ・図書館
- ・児童館
- ・青年の家及び研修所
- ・文化財保存及び展示施設

### 【医療・社会福祉施設】

- ・病院・診療所
- ・高齢者福祉施設
- ・障害者支援施設

### 【観光・産業振興関係】

- ・観光案内施設
- ・ターミナル施設
- (物販施設は対象外)



○事業のポイント(新規)

・JAS製材品使用の促進

木造化においては、原則として、構造耐力上主要な部分に用いる製材品について、「農林物資の規格化等に関する法律」(昭和25年法律第175号)の規定に基づき認定されたものを使用することとする。

・意欲と能力のある林業経営体との連携

事業対象の公共建築物において、意欲と能力のある林業経営体から供給される木材が利用されやすくするため、地域の林業・木材産業や木材流通事情等に詳しい者又は団体が、

- ① 工事の発注情報、
- ② 必要な木材の量や時期などの木材需要情報、
- ③ 木材(素材・製材)の生産量、生産場所及び生産時期などの木材供給情報などを一元的に把握して、関係者に共有する仕組みを構築するなど、一定の工夫が認められる取組については、予算配分において加点の対象とする。

## 公立学校施設整備事業の概要

学校教育の機会均等の確保と水準の維持向上を図るため、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」等に基づき、公立学校建物（小中学校、義務教育学校、特別支援学校、幼稚園等の校舎・体育館等）の施設整備に要する経費の一部を国庫負担・補助することにより学校教育の円滑な実施を担保する。

### 【主な国庫負担・補助事業】

| 事業名             | 負担(算定)割合                  | 事業の内容                                                              |
|-----------------|---------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 新 増 築           | 1 / 2                     | 校舎、体育館等の新增築（教室不足の解消、学校統合）                                          |
| 改 築             | 1 / 3                     | 構造上危険な状態にある建物、耐震力不足の建物、津波浸水想定区域内の移転又は高層化を要する建物等                    |
|                 | 1 / 2 (嵩上げ)               | Is値（※）が0.3未満の建物のうち、やむを得ない理由により補強が困難なもの                             |
|                 | 1 / 2                     | 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における集団移転促進事業に関連する学校建物の高台移転等                     |
| 地震補強            | 1 / 2 (嵩上げ)               | 地震による倒壊の危険性があるもの(Is値0.3~0.7未満)                                     |
|                 | 2 / 3 (嵩上げ)               | 地震による倒壊の危険性が高いもの(Is値0.3未満)                                         |
| 大規模改造           | 1 / 3                     | 老朽化に伴う補修やエコ改修等、既存の学校建物の改修（老朽改修、トイレ改修、空調設置、障害児対策等）                  |
| 長 寿 命 化 改 良     | 1 / 3                     | 構造体の劣化対策を要する築40年以上の建物の耐久性を高めるとともに、現代の社会的要請に応じる改修                   |
| 統 合 改 修         | 1 / 2                     | 学校統合に伴って実施する既存建物の改修                                                |
| 防 災 機 能 化 強 化   | 1 / 3                     | 避難所として必要な学校施設の防災機能強化（非構造部材の耐震対策、避難経路・備蓄倉庫の整備、避難所指定校への自家発電設備の整備等）   |
| 学 校 給 食 施 設     | 1 / 2 (新增築)<br>1 / 3 (改築) | 学校給食の開設及び学校給食の改善充実のための学校給食施設の整備                                    |
| 武 道 場           | 1 / 3                     | 中学校等の柔道場、剣道場等の整備                                                   |
| 太 陽 光 発 電 等 設 置 | 1 / 2                     | 太陽光発電等の再生可能エネルギーの整備（太陽光パネルの設置、太陽熱利用設備・風力発電設備の整備、太陽光パネル設置校への蓄電池の整備） |
| そ の 他           | 1 / 3                     | 屋外環境（グラウンド等）、木の教育環境、学校プール、高校の産業教育施設、社会体育施設等の整備、特別支援学校の用に供する既存施設の改修 |

※Is値（構造耐震指標）：建物の耐震性能を表す指標。Is値が大きいほど耐震性が高い。

Is値0.3未満 大規模な地震（震度6強以上）に対して倒壊または崩壊の危険性が高い。

Is値0.3~0.6未満 大規模な地震に対して倒壊または崩壊の危険性がある。

Is値0.6以上 大規模な地震に対して倒壊または崩壊の危険性が低い。

義務教育諸学校の新增築 : 公立学校施設整備費負担金

その他 : 学校施設環境改善交付金

## 私立学校施設整備費補助事業の概要(大学等)

対象学校:【下表①～⑪】大学、短期大学、高等専門学校

【下表①～⑤、⑦～⑪】専修学校(専門課程及び高等課程に限り、一般課程を除く。)

### ○ 施設関係(私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費)

|                 | 補助対象事業                    | 事業内容                                                                           | 補助率   |
|-----------------|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 防災機能等強化緊急特別推進事業 | ① 耐震補強工事                  | ・S56年以前に建築された、 $I_s$ 値0.7未満又は $q$ 値1.0未満の建物の耐震補強工事                             | 1/2以内 |
|                 | ② 非構造部材の耐震対策工事            | ・100㎡以上の室を有する施設で行う又は耐震補強と合わせて行う対策工事                                            |       |
|                 | ③ 防災機能強化事業                | ・備蓄倉庫等、避難経路、屋外防災施設の整備、①と一体で整備する自家発電設備                                          |       |
|                 | ④ バリアフリー化工事               | ・身障者等が円滑に利用できる施設となるよう、「建築物移動等円滑化基準」を満たすために行う改造工事                               |       |
|                 | ⑤ アスベスト対策工事               | ・アスベスト除去、封じ込め、囲い込み工事及びこれに伴い必要となる内外装等工事                                         |       |
|                 | ⑥ 耐震改築工事                  | ・ $I_s$ 値0.3未満の建物又は耐震補強で対処することが困難な建物の建替え工事                                     |       |
| エコキャンパス推進事業     | ⑦ 新エネルギーの活用(太陽光発電等導入工事)   | ・太陽光発電、太陽熱給湯器、風力、地中熱、燃料電池等の整備                                                  |       |
|                 | ⑧ 建物の改造(建築工事)             | ・高断熱ガラス、二重サッシ改造工事<br>・断熱強化工事及び必要となる内装等改造工事<br>・内装の木質化工事                        |       |
|                 | ⑨ 建物の改造(建物緑化工事)           | ・屋上、壁面、バルコニー等の緑化工事                                                             |       |
|                 | ⑩ 建物の改造(設備工事)             | ・トイレの節水型器具の導入工事<br>・中水道設備導入工事(雨水利用等)                                           |       |
| ICT活用推進事業       | ⑪ 研究又は教育に必要な情報通信ネットワークの構築 | ・光ケーブル等敷設工事<br>・ICT装置(音声映像装置、機器制御装置、入出力装置、機器操作卓、送受信装置等)<br>・ICT装置の導入に伴う施設の改造工事 |       |

## 私立学校施設整備費補助事業の概要(小学校～高校等)

対象学校: 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校(前期課程、後期課程)、特別支援学校(幼稚部、小学部、中学部、高等部)

### ○ 施設関係(私立高等学校等施設高機能化整備費)

|                                        | 補助対象事業                                                 | 事業内容                                                                     | 補助率                           |
|----------------------------------------|--------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 施設高機能化整備事業                             | ① 教育の情報化に関連した教室等の改造工事                                  | ・情報教室、その他通常の授業で使用する教室の情報化に伴う改造工事                                         | 1/3以内                         |
|                                        |                                                        | ・教室の情報化に関連した校内LAN整備                                                      |                               |
|                                        | ② 特別教室及び多目的室、図書室の整備                                    | ・既存の特別教室、図書館の高機能化や、余裕教室等を多目的室に改造する工事                                     |                               |
|                                        | ③ 校舎等のバリアフリー化整備                                        | ・身障者等が円滑に利用できる施設となるよう、「建築物移動等円滑化基準」を満たすために行う改造工事                         |                               |
| ④ カウンセリング機能の強化のための保健室や余裕教室等の整備         | ・既存の保健室や余裕教室等を利用して、カウンセラー室として単独の教育相談室や進路相談室を設けるための改造工事 |                                                                          |                               |
| 防災機能強化施設整備事業                           | ⑤ 耐震補強工事                                               | ・S56年以前に建築された、 $I_s$ 値0.7未満又は $q$ 値1.0未満の建物の耐震補強工事                       | 1/3以内<br>( $I_s$ 値0.3未満1/2以内) |
|                                        | ⑥ 非構造部材の耐震対策工事                                         | ・100㎡以上の室を有する施設で行う又は耐震補強と合わせて行う対策工事                                      | 1/3以内                         |
|                                        | ⑦ 防災機能強化事業                                             | ・備蓄倉庫等、避難経路、屋外防災施設の整備、⑤と一体で整備する自家発電設備                                    | 1/3以内                         |
|                                        |                                                        | ・自家発電設備の単体整備                                                             | 1/3以内                         |
|                                        | ⑧ 安全管理対策(防犯)                                           | ・安全対策上必要な管理諸室や普通教室等の配置換え、門やフェンスの設置工事<br>・上記と一体で整備する防犯監視システム等の安全対策設備の設置工事 | 1/3以内                         |
|                                        | ⑨ 安全管理対策(アスベスト)                                        | ・アスベスト除去、封じ込め、囲い込み工事及びこれに伴い必要となる教室等の環境回復工事                               | 1/3以内                         |
|                                        | ⑩ 耐震改築工事                                               | ・ $I_s$ 値0.3未満の建物又は耐震補強で対処することが困難な建物の建替え工事                               | 1/3以内                         |
| ⑪ 津波移転改築工事                             | ・防災集団移転に関連して移転が必要な学校のうち、南海トラフ法に基づく津波避難対策緊急事業計画に記載された事業 | 1/3以内                                                                    |                               |
| エコキャンパス推進事業                            | ⑫ 新エネルギー活用型                                            | ・太陽光発電、太陽熱給湯器、風力、地中熱、燃料電池等の整備                                            | 1/3以内                         |
|                                        | ⑬ 省エネルギー型・省資源型                                         | ・断熱化、採光対策、省エネ設備、中水利用施設等の整備                                               |                               |
|                                        | ⑭ 木材利用型                                                | ・内装木質化改造工事                                                               |                               |
|                                        | ⑮ 緑化推進型                                                | ・建物緑化                                                                    |                               |
| ・屋外緑化                                  |                                                        |                                                                          |                               |
| ・グラウンド芝生化(暗渠排水、表面排水、芝張り等を一体で整備するものを対象) |                                                        |                                                                          |                               |

## 平成30年度 私立幼稚園施設整備費補助の概要

|             |        |
|-------------|--------|
| 平成30年度予算額   | 516百万円 |
| 平成29年度予算額   | 502百万円 |
| 平成29年度補正予算額 | 969百万円 |

## 事業概要

学校法人立幼稚園等の緊急の課題となっている耐震化のための耐震補強、耐震改築、非構造部材の耐震対策工事に要する経費とともに、施設の新増改築、アスベスト対策工事やエコ改修等に要する経費の一部を補助する。

## 対象事業

- 1. 耐震補強工事**  
耐震補強、非構造部材の耐震対策、防災機能強化
- 2. 防犯対策工事**  
門・フェンス・防犯監視システム等の設置工事
- 3. 新築・増築・改築事業**  
新築、増築、耐震改築、その他危険建物の改築
- 4. アスベスト等対策工事**  
吹き付けアスベストの除去等
- 5. 屋外教育環境整備**  
アスレチック遊具、屋外ステージ等の整備
- 6. エコ改修事業**  
太陽光発電の設置、省エネ型設備の設置

## 補助率

【1／2以内】

- ・地震による倒壊等の危険性が高い（Is値0.3未満）施設の耐震補強工事

【1／3以内】

- ・上記以外



# 認定こども園施設整備交付金

|             |           |
|-------------|-----------|
| 平成30年度予算額   | 2,248百万円  |
| 平成29年度予算額   | 3,003百万円  |
| 平成29年度補正予算額 | 16,537百万円 |

## ①認定こども園整備

○ 認定こども園の施設整備に要する費用の一部を補助(新增改築、大規模改修等)

- ・幼保連携型認定こども園の教育を実施する部分(いわゆる幼稚園部分)
- ・幼稚園型認定こども園の幼稚園部分
- ・保育所型認定こども園の幼稚園機能部分

○ 補助率：国1/2、市町村1/4、事業者1/4

※年度内に自治体の定める認定基準を満たす必要がある。既存の幼保連携型認定こども園の機能拡充も補助対象。

## ②幼稚園耐震化整備

○ 認定こども園への移行を予定する私立幼稚園について、園舎の耐震指標等の状況に応じて実施する耐震化を支援。(改築、増改築等)

- ・私立幼稚園の耐震化経費

○ 補助率：国1/2、事業者1/2

※既に認定こども園に移行した場合を含む。

## ③防犯対策整備

○ 幼稚園型認定こども園における門、フェンス、防犯カメラ等の設置に要する費用の一部を補助。

- ・幼稚園型認定こども園の防犯対策整備

○ 補助率：国1/2、市町村1/4、事業者1/4

# 保育園等整備交付金

(平成29年度予算) (平成30年度予算)  
564.0億円 → 663.7億円

## 【趣旨】

市町村が策定する整備計画等に基づき、保育園、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び保育園等の防音壁設置の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付金を交付する。

また、子育て安心プランに基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率を嵩上げ(1/2→2/3)して、保育園等の整備を推進する。

## 【対象事業】

- ・ 保育園緊急整備事業
- ・ 認定こども園整備事業（幼稚園型）
- ・ 小規模保育整備事業
- ・ 保育園防音壁設置事業

【実施主体】 市町村（特別区含む。）

【設置主体】 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等  
(公立施設を除く)

【補助割合】 1 / 2 (子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は2 / 3)

# 次世代育成支援対策施設整備交付金の概要

(平成29年度予算額)      (平成30年度予算)  
 65.9億円      →      71.3億円

1 目的・事業概要

児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県・市区町村が作成する整備計画に基づく施設の整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図る。

| 事業概要                                                                                 | 対象施設                                                                                                                                                                        | 整備内容                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| <b>①通常整備</b>                                                                         |                                                                                                                                                                             |                                                                   |
| 児童養護施設等の整備を実施する。特に、児童養護施設等の小規模化・地域分散化や、児童相談所一時保護所の環境改善等や市町村における要保護児童等の支援拠点の整備の推進を図る。 | 児童相談所一時保護施設、児童養護施設、乳児院、助産施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童心理治療施設、児童館、児童センター、児童家庭支援センター、自立援助ホーム、ファミリーホーム、子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、利用者支援事業所、職員養成施設、婦人相談所一時保護施設、婦人保護施設、市区町村子ども家庭総合支援拠点 | 創設、大規模修繕、増築、増改築、改築、拡張、スプリングラー設備等整備、老朽民間児童福祉施設整備、応急仮設施設整備、防犯対策強化整備 |
| <b>②耐震化等整備（⇒通常整備よりも補助基準額を引き上げ）</b>                                                   |                                                                                                                                                                             |                                                                   |
| 地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るための改築又は補強等の整備を図る。                             | 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護施設                                                                                                   | 大規模修繕、増改築、改築、老朽民間児童福祉施設整備                                         |

2 設置主体 都道府県、指定都市、中核市、市区町村、社会福祉法人、公益法人、日本赤十字社（児童厚生施設を除く）等

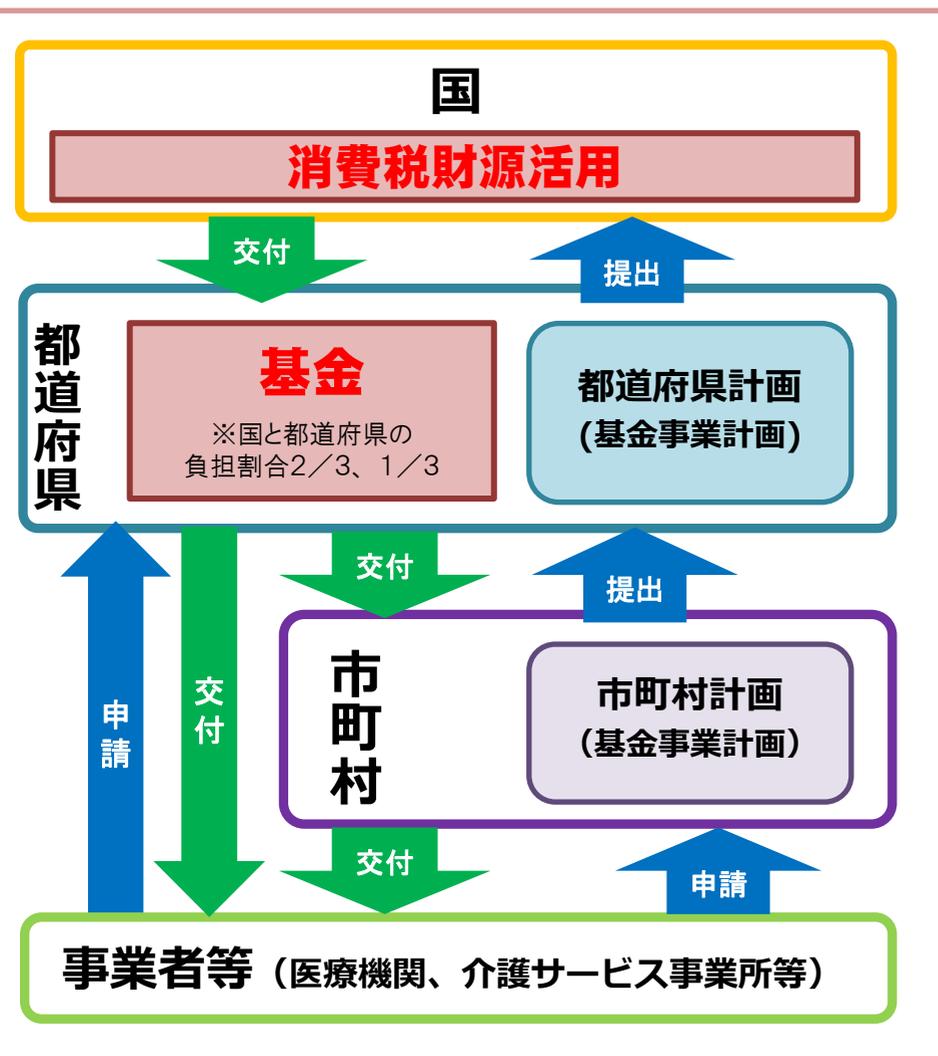
3 国庫補助率 定額（1／2相当、児童館・児童センターは1／3相当）

# 地域医療介護総合確保基金

整理番号16・17

平成30年度政府予算額:公費で1,658億円  
(医療分 934億円、介護分 724億円)

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



## 都道府県計画及び市町村計画 (基金事業計画)

- **基金に関する基本的事項**
  - ・公正かつ透明なプロセスの確保(関係者の意見を反映させる仕組みの整備)
  - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
  - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- **都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項**

医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間(原則1年間) / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2

  - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
  - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施。国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- **都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成**

## 地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業
- 3 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
- 4 医療従事者の確保に関する事業
- 5 介護従事者の確保に関する事業

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行う。

## 対象事業

### 1. 地域密着型サービス施設等の整備への助成

- 可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス施設・事業所等の整備に対して支援を行う。  
(対象施設) 地域密着型特別養護老人ホーム、小規模な老人保健施設、養護老人ホーム、ケアハウス、介護医療院、都市型軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、緊急ショートステイ、介護予防拠点等  
※定員30人以上の広域型施設の整備費については、平成18年度より一般財源化され、各都道府県が支援を行っている(介護医療院を含む)。
- 地域密着型特別養護老人ホームの整備の際、他の施設等との合築・併設を行う場合に補助単価の加算を行う。
- 空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等の整備について支援を行う。

### 2. 介護施設の開設準備経費等への支援

- 特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備(既存施設の増床を含む)に要する経費について支援を行う。  
※定員30人以上の広域型施設を含む。
- 在宅での療養生活に伴う医療ニーズの増大に対応するため、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な設備費用等について支援を行う。
- 土地の取得が困難な都市部等での施設整備を支援するため、定期借地権の設定のための一時金について支援を行う。
- 介護施設で働く職員等を確保するため、施設内の保育施設の整備に対して支援を行う。

### 3. 特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善

- 特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修費用について支援を行う。
- 特別養護老人ホーム等のユニット化に係る改修費用について支援を行う。
- 介護療養型医療施設等の老人保健施設等(介護医療院を含む)への転換整備について支援を行う。

(参考) 都市部を中心とした在宅・施設サービスの整備の加速化・支援の拡充《平成27年度補正予算》

2020年代初頭までに、介護サービスが利用できずやむを得ず離職する者をなくすとともに、特別養護老人ホームに入所が必要であるにもかかわらず自宅で待機している高齢者を解消することを目指し、約10万人分の在宅・施設サービスの前倒し、上乘せ整備等を支援する。(地域医療介護総合確保基金の積増し)

# 医療施設等 施設整備費補助金の概要

## I 予算額

平成30年度予算額  
416,854千円

## II 要旨

へき地・離島の住民に対する医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実を図るため、離島を含むへき地に所在する医療施設や臨床研修病院等の施設整備を支援するもの 等。

## III 補助対象

| 補助対象事業《メニュー区分》（事業実施主体）         | 補助率     |
|--------------------------------|---------|
| へき地医療拠点病院施設整備事業（公立・公的・民間）      | 1/2     |
| へき地診療所施設整備事業（公立・公的・民間）         | 1/2     |
| 過疎地域等特定診療所施設整備事業（公立）           | 1/2     |
| へき地保健指導所施設整備事業（公立）             | 1/3、1/2 |
| 研修医のための研修施設整備事業（民間）            | 1/2     |
| 臨床研修病院施設整備事業（民間）               | 1/2     |
| 医師臨床研修病院研修医環境整備事業（民間）          | 1/3     |
| 産科医療機関施設整備事業（公立・公的・民間）         | 1/2     |
| 離島等患者宿泊施設整備事業（公立・公的・民間）        | 1/3     |
| 死亡時画像診断システム等施設整備事業（公立・公的・民間）   | 1/2     |
| 南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業（公立・公的・民間） | 1/2     |
| 院内感染対策施設整備事業（民間）               | 1/3     |
| 分娩取扱施設整備事業（公立・公的・民間）           | 1/2     |

## I 予算額

平成30年度予算額  
3,242百万円

## II 要旨

医療計画制度の実効性を確保し、医療提供体制強化を図る観点から、都道府県の作成した「医療計画に基づく事業計画」により、都道府県が自主性・裁量性を発揮できる助成制度の仕組みとして、救急医療施設、周産期医療施設等の施設整備を支援するもの。

## III 「計画に基づく施策の実施（施設）」に対して助成を行う

### 医 療 計 画

都道府県は「医療計画に基づく事業計画」を策定

「医療提供体制施設整備交付金」を各都道府県に交付

## IV 交付対象

・補助対象施設：公的団体(☆印)、民間事業者(★印)

注1) 公立は補助対象外。

注2) 公的団体・・・日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会の4団体。

### 交付金対象事業区分（31事業）

|                      |                         |                   |
|----------------------|-------------------------|-------------------|
| 休日夜間急患センター ☆★        | 不足病床地区病院 ☆              | 医療施設耐震整備 ★        |
| 病院群輪番制病院及び共同利用型病院 ☆★ | 基幹災害拠点病院 ☆★             | アスベスト除去等整備 ☆★     |
|                      | 地域災害拠点病院 ☆★             | 特定地域病院 ☆          |
| 救急ヘリポート ☆★           | 医療施設近代化施設 ☆★            | 地震防災対策医療施設耐震整備 ☆★ |
| (地域)救命救急センター ☆★      | 腎移植施設 ☆★                | 共同利用施設(開放型病棟等) ★  |
| 小児救急医療拠点病院 ☆★        | 特殊病室施設 ☆★               | 医療機器管理室 ★         |
| 小児初期救急センター施設 ☆★      | 肝移植施設 ☆★                | 地球温暖化対策 ☆★        |
| 小児集中治療室 ☆★           | 治験施設 ★                  | 病児・病後児保育施設 ☆★     |
| 小児医療施設 ☆★            | 南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業 ☆★ | ヘリポート周辺施設整備 ☆★    |
| 周産期医療施設 ☆★           | 地域療育支援施設 ☆★             | 内視鏡施設訓練 ★         |
| 地域拠点歯科診療所施設 ☆★       | 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設 ☆★ |                   |

## V 調整率

➤ 調整率 0.5、0.33

# 社会福祉施設等施設整備費補助金

29年度予算額 → 30年度予算額

71億円

72億円

【29年度補正予算 80億円】

- 地方自治体が策定する整備計画が着実に実施されるよう障害児・者の障害福祉サービス等の基盤整備を図る。  
(補助率：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4)

## 日中活動系サービス等の充実・地域移行の推進

- 障害者の社会参加支援及び地域移行支援を更に推進するため、就労移行支援、就労継続支援事業所等の日中活動系サービス事業所やグループホーム等の整備促進を図る。



## 障害児支援の充実

- 障害児支援の充実を図るため、地域の障害児支援の拠点となる児童発達支援センター等の整備や小規模な形態によるきめ細やかな支援体制の整備を推進する。



## 耐震化・防災対策の推進

- 国土強靱化基本計画を踏まえ、自力避難が困難な障害児・障害者が利用する施設の安全・安心を確保するため、耐震化及びスプリンクラー整備を推進する。



# 1. 対象施設

※ 公立施設については、平成18年度に一般財源化したため補助対象外。整理番号20  
※ これ以外に保護施設、身体障害者社会参加支援施設等がある。

## 障害者総合支援法上のサービス

### 日中活動系

短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う

療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う

生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する

### 居住支援系

自立生活援助

一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行う

共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う

### 訓練系・就労系

自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う

自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う

就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う

就労継続支援（A型＝雇用型）

一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う

就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う

就労定着支援

一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う

### 施設系

施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う

## 児童福祉法上のサービス

### 障害児通所支援

児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援等を行う

放課後等デイサービス

授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の必要な支援を行う

居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う

保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障害のある児童に対して、集団生活への適応のための専門的な支援その他の必要な支援を行う

### 障害児入所支援

障害児入所施設

施設に入所する障害のある児童に対して、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行う

## 2. 建設費の補助

- 社会福祉法人等が上記事業を行うことに伴い、障害者施設を整備しようとする場合、その整備費について、国庫又は民間補助が受けられるほか、設置者負担分については、独立行政法人福祉医療機構から低利の融資を受けることができる。

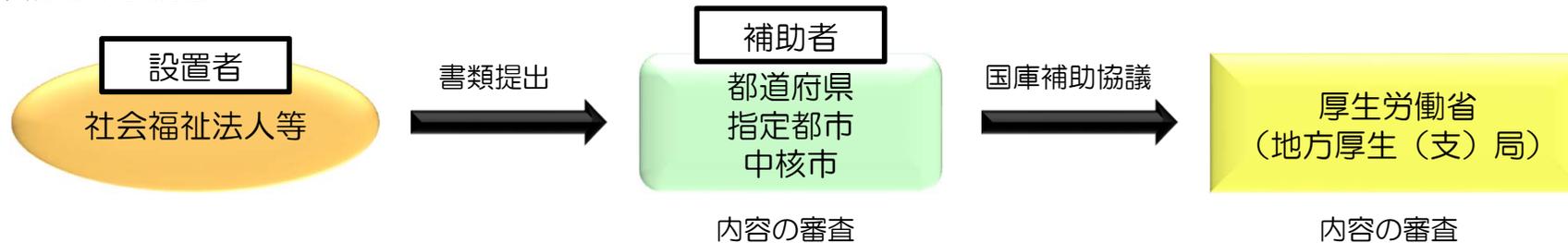
### (1) 国庫補助を受ける場合

・社会福祉法人及び医療法人など（※）が障害者総合支援法等に基づく障害者施設を整備しようとする場合、各都道府県、指定都市、中核市及び市町村の障害福祉計画に合致すれば、国庫補助を受けることができる。（土地の買収、造成、整地に要する費用は対象外）

※ 社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、NPO法人、営利法人等

①負担割合 国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 4、設置者 1 / 4

#### ②国庫補助の手続き



ア 施設建設を予定している設置者は、建設予定年度の前年度の早い時期に、建設計画、資金計画及び土地の確保の状況等を明らかにした事業計画書を都道府県等に提出し、内容の審査を受ける。

イ 内容の審査後、都道府県等の施設整備計画に合致していれば、都道府県等において必要な予算措置が行われ、厚生労働省（地方厚生(支)局）に対する国庫補助協議を行う。

ウ 厚生労働省（地方厚生(支)局）においては、都道府県等から事業計画のヒアリングを行い、内容の審査を行う。

エ 社会福祉法人を新たに設立して施設経営を始めようとする場合は、都道府県、指定都市又は中核市（所轄庁）から社会福祉法人の設立認可を受けることが必要である。